

令和4年度 ベビーシッター派遣事業割引券の発行について

教職員の育児と就労の両立を支援するため、『ベビーシッター派遣事業割引券』を発行します。
本制度は、内閣府の委託を受けた公益社団法人全国保育サービス協会が行っている「ベビーシッター派遣事業」を利用して実施するものです。

1. 利用対象者

本法人に勤務する教職員（パート含む）で、日本私立学校振興・共済事業団加入者
※配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、又はひとり親家庭によりサービスを利用しなければ就労することが困難な状況にあること。

2. 対象児童

- (1) 乳幼児及び小学校3年生までの児童
- (2) 健全育成上の世話を必要とする（身体障害者手帳・療養手帳等の交付を受けている）
小学校6年生までの児童

3. 対象サービス

- (1) 家庭内における保育や世話
 - (2) 家庭と保育等施設との間の送迎
- (注)・家庭内における保育等のサービスに必要な送迎であること。
- ・保育所等施設間の送迎でないこと。
 - ・同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎するものでないこと。
 - ・送迎の間の行程や乳幼児等の様子について、ベビーシッターが保育記録として記載し保護者に報告していること。
 - ・ベビーシッターの所属する事業者が運営する保育施設の送迎でないこと。

4. 割引金額

割引券1枚につき2,200円
※会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まない。
※割引券を利用できるのは利用料金が使用枚数×2,200円以上の場合に限る。

5. 利用可能枚数

対象児童1人につき1日（回）2枚
1家庭につき1か月24枚、1年間に280枚まで利用可能

6. 利用期間

令和4年4月～令和5年3月末日

7. 割引券取扱事業者

公益社団法人全国保育サービス協会が認定しているベビーシッター事業者に限ります。

→割引券取扱事業者の一覧は[こちら（全国保育サービス協会 HP）](#)

8. 割引券の申込み及び利用方法

(1) 事前に利用予定のベビーシッター事業者が全国保育サービス協会の認定する「割引券取扱事業者」であることを確認のうえ、**利用契約・利用申込**をしてください。

その際、契約は**申込者本人（本法人の職員名義※）**で行ってください。※共同名義を含む。

(2) 割引券申込み

【初回】 利用予定日の 7 日前（土日祝日を除く） までに以下の書類を学内便等でしあわせキャリア支援センターまで提出してください。

①ベビーシッター派遣事業割引券申込書

②ベビーシッター事業者との利用契約書（写）又は利用申込書（写）

※初回利用時及びベビーシッター事業者変更の際に提出してください。

③配偶者の在職証明書又は保険証（写） ※変更ない場合は、2 回目以降不要（病気療養、求職活動、就学、職業訓練等の場合、確認できる書類）

【2 回目以降】 利用予定日の 3 日前（土日祝日を除く） までに上記①をメール等でしあわせキャリア支援センターまで提出してください。

(3) 割引券発行 **※令和 4 年度より電子割引券となります。**

申込内容及び必要書類を確認後、メールにて割引券の URL を送付します。

(4) サービス利用時

割引券を利用するには、ベビーシッターの従事要件が定められています。ベビーシッター事業者には、「割引券を利用する」ことを予めお伝えの上、依頼してください。

ご利用後のお申し出では適用できないことがありますので、ご注意ください。

ご利用時に、割引券 URL より割引券画面を開き、ベビーシッターが提示する QR コードを読み込み、必要事項を入力し、利用登録を完了してください。

詳細については、全国保育サービス協会 Web サイトの『[電子割引券画面操作マニュアル（利用者向け）](#)』をご覧ください。

9. その他

義務教育就学前の児童を養育する方で産前産後休暇時や育児休業等の期間で、職場への復帰のためにサービスを利用する場合は、年度内に 4 枚使用可能です。

【注意事項】

- ※ 本法人以外（他機関）の勤務で使用することはできません。
- ※ 出勤簿又はタイムカード等を確認する場合があります。なお、利用に当たって、就労に必要な日でなかった場合など不適切な使用が認められた場合は、利用登録を取り消します。
- ※ 割引券は他人に貸与または譲渡することはできません。
- ※ 使用した割引券の割引料は税法上、非課税所得になります。

<お問い合わせ・申込書提出先>

学校法人日本医科大学 しあわせキャリア支援センター〔日本医科大学 図書館1階〕

TEL03-3822-2131（内線：5503, 5502）

E-mail : app-shien@nms.ac.jp

全教職員対象！！

令和4年度

ベビーシッター派遣事業割引券 利用案内

令和4年度より電子割引券になります



本法人に勤務する日本私立学校振興・共済事業団の加入者で、対象児童と利用条件を満たせば
全職種、男女問わず、パートタイマーの方も利用可能！

利用条件

配偶者の就労などで、ベビーシッターサービスを利用しなければ就労することが困難な状況にあり、全国保育サービス協会が認定したベビーシッター事業者を利用する場合

割引金額

割引券1枚につき
2,200円

対象サービス

①家庭内における保育

②ベビーシッターによる保育所等への送迎
を含む家庭内保育

対象児童一人当たりの利用上限

1日(回) 2枚

(1家庭24枚/月、年間280枚)

対象児童

乳幼児～小学校3年生

※身体障害者手帳等の
交付を受けている場合は
小学校6年生まで

本制度は内閣府の委託を受けた公益社団法人全国保育サービス協会が行っている「ベビーシッター派遣事業」を利用して実施するものです。

【問い合わせ先】

学校法人日本医科大学
しあわせキャリア支援センター事務局

TEL: 03-3822-2131(内線5500、5501) Email: app-shien@nms.ac.jp

詳細・利用方法は
こちらから⇒



例えば. . . こんな時におススメです！！

- ◆ 配偶者も仕事で帰りが遅くなる日に、自分もお迎え時間に間に合わない
⇒園や学童保育への迎えと自宅までの送り、自宅での保育
- ◆ 子どもが病気になったときに、または回復時に、保育園などにはまだ預けることができない
だけど配偶者も仕事で休めない
⇒自宅での保育
- ◆ 育休から復帰する際に、職場で面談。でも配偶者は平日の昼間は仕事があり、子供を見てくれる人がいない
⇒自宅での保育



Q. ベビーシッター利用料金はどれくらいかかるの？

会費、シッターさんの交通費、キャンセル料、保険料等のサービスに付随する料金は補助対象になりません。また、1時間あたりの利用料金は2,300円から3,000円程度で、2～3時間以上の利用としている会社が一般的です。なお、割引券を利用できるのは利用料金が 使用枚数×2,200円以上 の場合に限りです。

Q. 配偶者が就労していない場合は使えないの？

配偶者が就労していなくても、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、またはひとり親家庭などによりベビーシッターのサービスを利用しなければ本人の就労が困難な状況にある場合は利用できます。



ご利用の流れ



利用契約
利用申込

- 全国保育サービス協会が認定したベビーシッター事業者へ契約
手続・利用申込を行う

割引券申込

- 【初回】利用予定日の7日前までに申込書と必要書類を
- 【2回目以降】利用予定日の3日前までに申込書を
しあわせキャリア支援センターまで提出する

電子割引券
発行

- しあわせキャリア支援センターにて申込内容と必要書類を確認後、
メールにて利用者に割引券のURLを送付します。

サービス
利用時

- 割引券URLより割引券画面を開き、ベビーシッターが提示する
QRコードを読み込み、必要事項を入力し、利用登録を完了する

サービス
利用後

- 出勤簿又はタイムカードの写しを翌月3日までにしあわせキャ
リア支援センターに提出する



↑ 対象のベビー
シッター事業者は
コチラ